

— 浄化槽設置補助金を申請される皆さまへ —

村では、吉野川流域の水質向上を目的に、合併処理浄化槽の設置を進めています。

合併処理浄化槽は、従来のトイレの排水を処理する浄化槽と違い、台所や洗濯、お風呂などの生活排水を併せて処理します。

川上村の「清らかな水・河川を維持する」ため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(川上村環境基本計画 “重点施策”)

◎ 合併処理浄化槽の設置にあたって

1. 設置すべき浄化槽の人槽を算定して下さい。

- ・設置する浄化槽の大きさは、家の延床面積により決まります。
- また、2世帯住宅や店舗等併用住宅など用途によっても異なります。

2. 工事費用の見積りをとって下さい。

- ・浄化槽の設置には、本体の設置工事費以外に附帯工事（宅内配管など）があります。
- 附帯工事は、それぞれ設置場所の条件などにより異なります。

3. 人槽算定・見積、工事施工業者の参考

(村内取扱業者)

住 所	取扱業者名	連絡先
大 滝	小林設備	090-1481-3034
高 原	池田鉄建	090-9042-9713
寺 尾	山峰建設	090-5676-1857



※ その他、浄化槽工事業の登録又は届出のある業者であれば可能。(裏面：業者の選定を参照)

浄化槽設備士

4. 補助金の交付申請にあたって

- ・川上村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。
- ・窓口（役場住民課）で配布する申請用紙で申請を行って下さい。

その他ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問合せ下さい。

役場 住民課
担 当：久保
連絡先：0746-52-0111

浄化槽設置工事業者の選定

○ 浄化槽の設置工事について

浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならないことから、浄化槽工事業の登録又は届出のある工事業者に依頼して下さい。

○ 浄化槽設備士について

浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事現場に浄化槽設備士を置くことが義務付けられていることから、下記に示す書類の提出を求めて下さい。

- 浄化槽工事業の登録通知（登録番号及び登録年月日の記載のもの）
または、建設業（土木一式・建築一式・管工事一式）許可書（許可番号及び許可年月日の記載のもの）の写し
- 浄化槽設備士免状の写し
- 浄化槽設備士証の写し
-

※ 上記の書類は、補助金交付申請の際に添付書類として必要です。

○ 浄化槽工事現場における標識の掲示について

浄化槽の設置は、下記事項を記載した標識を掲示し、浄化槽設備士が実地に監督しているか又は自ら工事を行わなければなりません。

浄化槽工事業者 登録・届出 済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号 又は 届出番号	(登)第 号 奈良県知事 又は (届)第 号
登録年月日	
浄化槽設備士の氏名	

※ 標識看板：浄化槽工事業に係わる登録等に関する省令第9条に定める別記様式第8号・同第9号による。